潮来市に移住定住する46歳未満の夫婦・子育て世帯の皆さまへ

潮来市若年世帯定住促進助成金事業

潮来市において住宅を取得し、定住される若年夫婦または若年者が親である子育て世帯を対象に、助成金を交付します。

■助成対象者

○若年夫婦……本人またはその配偶者が若年者（46歳未満）である夫婦。
○子育て世帯……高校生相当以下の子を持つ若年者（46歳未満）の世帯。
※高校生相当以下の子：子の年齢が18歳以下。ただし18歳の誕生日以後の最初の3月31日までに限ります。

■助成要件

・助成対象者の方が、**令和3年4月1日以降**に取得した住宅に継続的に**10年以上**居住すること。
・助成対象住宅：購入費が500万円以上の新築住宅、建売住宅、築20年以内の中古住宅。
・市内の自治会（区）に加入していること。
※他にも要件があります。詳細はお問合せください。

■助成金額

基本額		**5万円～20万円** 宅地及び住宅の取得費用の100分の1に相当する額を助成（上限20万円）。
加算額	転入者	**5万円×転入者一人あたり加算(上限20万円)** **世帯全員が転入者の場合は20万円加算** 若年夫婦または子育て世帯の世帯員に転入者がいる場合。ただし、申請者のうちどちらかが転入者の場合に限る。 ※転入者：当市に1度も住民登録をしていない方、または以前当市に在住し２年以上転出していた方が、住宅の取得を機に当市へ転入する場合をいう。
	子育て世帯	**5万円×子の人数分加算** 高校生相当以下の子が世帯に属する場合。
	三世代世帯	**5万円加算** 高校生相当以下の子が世帯に属し、かつ親と同居している、または親が同一敷地に住んでいると認められる場合。
	市街化区域での取得	**5万円加算** 市街化区域で住宅を取得した場合。
転入者特典		**10万円上限×3年分** 住宅を取得してから課される1年目から3年目までの家屋の固定資産税の相当額の1/2を助成します。 ※基本額（加算額を含む）の交付申請とは別の申請となります。

※当助成金は、所得税の課税の対象となります。

■申請受付期間 4月17日(月)～11月30日(木) ※申込状況により期間を変更する場合があります。

【お問合せ・申込】都市建設課　都市計画グループ　☎63-1111　内線347